



障がいへの理解を深めよう

No.11

□ふくし課 内1120・1121 ☐shogai@town.agui.lg.jp

「合理的配慮」の対応事例を紹介

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月より事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮の提供とは、障がいのある人の困りごとに対して、負担が重すぎない範囲で必要な工夫や対応を行うことです。町で職員から収集した障がいのある人への対応事例を紹介します。

事例1

エレベーター利用の申し出がありました。本人使用の電動車いすではエレベーターの通路幅が狭く、乗ることができなかつたため、館内の車いすに乗り換えて利用していただきました。



事例2

学校で車いすに乗車したまま児童が手洗い場を利用できるよう、専用の器具を取り付ける改修などを行いました。



「合理的配慮」の内容は、障がい特性やそれぞれの場面、状況に応じて異なります。申し出への対応が難しい場合でも、話し合うことで代わりの手段を見つけることができます。障がいのある人に寄り添い、対応方法を一緒に考えていきましょう。

町内の各種団体や商店、企業などで合理的配慮を提供した事例を募集します。お知らせいただいた事例は、必要に応じて町ホームページなどで公開します。協力いただける方は、ふくし課障害福祉係まで連絡してください。



▲町HP

※ 阿久比町障がい者自立支援協議会権利擁護部会の取り組みとしてこの記事を記載しています。
権利擁護部会では障がいに対する理解啓発と差別解消に取り組んでいます。

パブリックコメント

次の計画案などについて、パブリックコメント(意見募集)により、広く皆さんからの意見を募集します。

募集案件名	施設名	問・提出先	電話	FAX	メール	HP
①社会教育施設等個別施設計画(案)	中央公民館本館	社会教育課	内1501	(48)6229	kominkan@town.agui.lg.jp	
	図書館	社会教育課	(48)6231	(48)2733	tosh@town.agui.lg.jp	
	オアシスセンター	保健こども課	内1521	(48)7333	kenko@town.agui.lg.jp	
	ふれあいの森	社会教育課	(48)7311	(49)2507	taiiku@town.agui.lg.jp	
募集案件名	問・提出先	電話	FAX	メール	HP	
②阿久比町地方創生総合戦略(案)	企画広報課	内1310・1311	(48)0229	kikaku@town.agui.lg.jp		

- ▶**対象** 町内在住・在勤、町内に事務所または事業者を有する方・法人その他団体
- ▶**募集期間** ①2/2(月)～20(金)②2/4(水)～26(木)(閉庁日を除く。郵送は①2/20、②2/26必着)
- ▶**閲覧場所** 各担当課・町ホームページ
- ▶**提出内容** 案件名・氏名・住所・電話番号・(町外在住の場合は勤務先)・(法人その他団体は所在地、名称および代表者氏名)、意見
- ▶**提出方法** 郵便(〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越50番地)・FAX・メール・町ホームページまたは直接各提出先へ。様式は問いません。メールの場合は件名に募集案件名を入力してください。
- ▶**提出された意見の取り扱い**
 - ・提出された意見に対し、個別に回答しませんが、意見の概要と町の考え方をまとめ、町ホームページなどで公表します。
 - ・提出していただいた個人情報は、目的以外に利用および流用はしません。